

別表 1

市民活動を目的とした利用

1 会議室等使用料

時間区分 使用区分	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
会議室 A	900 円	1,200 円	1,200 円	3,300 円
会議室 B	900 円	1,200 円	1,200 円	3,300 円
会議室 C	450 円	600 円	600 円	1,600 円
会議室 D	450 円	600 円	600 円	1,600 円
活動室 1	450 円	600 円	600 円	1,600 円
活動室 2	450 円	600 円	600 円	1,600 円

備考 午前と午後又は午後と夜間にわたって利用する場合は、それぞれの中間時間は料金を徴収しません。

2 ロッカー及びメールボックス使用料

使用区分	単位	使用料
ロッカー（大）	1 個につき 1 月当たり	600 円
ロッカー（中）	1 個につき 1 月当たり	400 円
ロッカー（小）	1 個につき 1 月当たり	200 円
メールボックス	1 個につき 1 月当たり	100 円

備考

- 1 1 月とは、月の初日からその月の末日までの期間をいう。
- 2 利用の期間が 1 月未満であるとき、又は利用の期間に 1 月未満の端数が生じたときは、1 月とする。

別表 2

市民活動以外での利用

会議室使用料

時間区分 使用区分	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
会議室 A	4,500 円	6,000 円	6,000 円	16,500 円
会議室 B	4,500 円	6,000 円	6,000 円	16,500 円
会議室 C	2,200 円	3,000 円	3,000 円	8,200 円
会議室 D	2,200 円	3,000 円	3,000 円	8,200 円

備考

- 1 午前と午後又は午後と夜間にわたって利用する場合は、それぞれの中間時間は料金を徴収しません。
- 2 会議室の利用者が入場料（入場料、会費、会場整理費を徴収するものをいいます。）を徴収する場合の使用料の額は、会議室の利用料に次の割合を上乗せした使用料となります。
 - (1) 入場料（2種類以上定められているときは、その最高額をいう。以下同じ。）の額が1,000円を超え2,000円以下のとき 100分の20
 - (2) 入場料の額が2,000円を超え5,000円以下のとき 100分の50
 - (3) 入場料の額が5,000円を超えたとき 100分の100
 - (4) 入場料を取らない場合で商業宣伝行為を行うとき 100分の50
- 3 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。
- 4 登録団体が講演会等で入場料を取っての利用の場合、一般利用扱いとして、会議室使用料に対し、2の(1), (2), (3), (4)に従った割増料金となります。

別表3

附属設備使用料1

名称	単位	使用料	備考
マイク	1本	100円	
ワイヤレスマイク	1本	100円	
液晶プロジェクター	1台	1,000円	100インチスクリーン付
DVDプレーヤー	1台	500円	
展示パネル	1枚	100円	

備考 午前、午後、夜間の時間区分ごとに1回として計算します。

印刷機等料金

機器名	料金	備考		
コピー機	モノクロ 1面 10円	A4、A3		
	カラー 1面 50円	A4、A3		
印刷機	製版 1枚 50円	A3まで利用可能		
	印刷 1面から10面まで 10円			
大型印刷機 ※短辺最大 61cm 長辺最大 1800cm	用紙種類	印刷モード	長辺100cmあたり	
	普通紙	活動センター分	エコノミー・速い	100円
		活動センター分	標準以上	200円
		利用者持込分	エコノミー・速い	50円
		利用者持込分	標準以上	150円
	コート紙	活動センター分	モード問わず	300円
		利用者持込分	//	150円
上記以外		利用者持込分	//	150円

※大型印刷機の利用に関して説明が必要な場合は前日までにご連絡ください。